

小中学校の臨時休業について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断します。

<臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生した時など、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等の出席停止に加え、教育委員会と学校が学校医と相談し、臨時休業を検討します。

1 初動調査

濃厚接触者の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（概ね数日）臨時休業を検討する。

2 初動調査後の臨時休業の範囲と条件

(1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

ア 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

イ 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

ウ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

エ その他、設置者が必要と判断した場合

※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

(3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

3 放課後児童クラブについて

(1) 学級閉鎖、学年閉鎖の場合

当該学級、学年の児童のみ利用停止

(2) 学校全体が臨時休業の場合

利用停止

※一人で家にいることができない児童については、学校での自主学習を可能とする。